

議案第 3 2 号

高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について

高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

北吉城クリーンセンターをし尿処理施設からし尿中継施設へ変更すること等に伴う改正

高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約（平成17年飛騨市告示第13-2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

3	下水道汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関する事務		
	(1) みずほクリーンセンター	旧国府町区 域 旧上宝村区 域	平成44年度ま で
4	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務		
	(1) みずほクリーンセンター	旧国府町区 域	平成44年度ま で
	(2) 北吉城クリーンセンター	旧上宝村区 域	平成37年度ま で
5	火葬施設の設置、管理及び運営に関する事務		
	(1) 光明苑	旧国府町区 域	平成45年度ま で
	(2) 松ヶ丘公園斎場	旧上宝村区 域	平成23年度ま で

」

を

「

3	下水道汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	旧国府町区 域 旧上宝村区 域	令和14年度ま で
4	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	旧国府町区 域 旧上宝村区 域	令和14年度ま で
5	し尿中継施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) 北吉城クリーンセンター	旧上宝村区 域	令和14年度ま で
6	火葬施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) 光明苑	旧国府町区 域	令和15年度ま で
	(2) 松ヶ丘公園斎場	旧上宝村区 域	平成23年度ま で

に改める。

別表第2中「別表第2（第3条・第8条関係）」を「別表第2（第3条・第4条・第8条関係）」に、

「

4	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	管理運営費	平等割10%（比率は高山市1／4、飛驒市3／4） 搬入量割90%	土地 建物等	— 67.158	— 32.842
		建設費	平等割20%（比率は高山市1／4、飛驒市3／4）	起債	100.00	—

			山市1 / 4、飛驒市3 / 4) 搬入量割80%		0	
(2) 北吉城クリーンセンター	管理運営費	平等割10%(比率は高山市1 / 2、飛驒市1 / 2) 搬入量割90%	土地	100.00	—	
			建物等	70.000	30.000	
	建設費	飛驒市70%、高山市30%	起債	100.00	—	
5 火葬施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) 光明苑	管理運営費	平等割10%(比率は高山市1 / 4、飛驒市3 / 4) 人口割90%	土地	68.706	31.294	
			建物等	68.837	31.163	
	建設費	平等割20%(比率は高山市1 / 3、飛驒市2 / 3) 人口割80%	起債	—	—	
(2) 松ヶ丘公園斎場	管理運営費	平等割10%(比率は高山市1 / 2、飛驒市1 / 2) 実績割90%	土地	100.00	—	
			建物等	100.00	—	
	建設費	飛驒市70%、高山市30%	起債	—	—	

を

「

4 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーン	管理運営費	平等割10%(比率は高山市2 / 6、飛驒市4 / 6) 搬入量割90%	土地	—	—
			建物等	67.158	32.842

	センター	建設費	平等割20% (比率は高山市2 / 6、飛驒市4 / 6) 搬入量割80%	起債	100.00 0	—
5	し尿中継施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) 北吉城クリーンセンター	管理運営費	平等割10% (比率は高山市1 / 2、飛驒市1 / 2) 搬入量割90%	土地	100.00 0	—
				建物等	70.000	30.000
		建設費	飛驒市70%、高山市30%	起債	100.00 0	—
6	火葬施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) 光明苑	管理運営費	平等割10% (比率は高山市1 / 4、飛驒市3 / 4) 人口割90%	土地	68.706	31.294
				建物等	68.837	31.163
		建設費	平等割20% (比率は高山市1 / 3、飛驒市2 / 3) 人口割80%	起債	—	—
	(2) 松ヶ丘公園斎場	管理運営費	平等割10% (比率は高山市1 / 2、飛驒市1 / 2) 実績割90%	土地	100.00 0	—
建物等				100.00 0	—	
		建設費	飛驒市70%、高山市30%	起債	—	—

」

に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案				
本則・附則 略 別表第1（第1条関係）			本則・附則 略 別表第1（第1条関係）				
委託事務	委託区域	委託期間	委託事務	委託区域	委託期間		
1の部・2の部 略			1の部・2の部 略				
3	下水道汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	旧国府町 区域 旧上宝村 区域	平成44年度 まで	3	下水道汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	旧国府町 区域 旧上宝村 区域	令和14年度 まで
4	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	旧国府町 区域	平成44年度 まで	4	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	旧国府町 区域 旧上宝村 区域	令和14年度 まで
	(2) 北吉城クリーンセンター	旧上宝村 区域	平成37年度 まで				
				5	し尿中継施設の設置、管理及び運営に関する業務 (1) 北吉城クリーンセンター	旧上宝村 区域	令和14年度 まで

5	火葬施設の設置、管理及び運営に関する事務		
	(1) 光明苑	旧国府町 区域	平成45年度 まで
	(2) 松ヶ丘公園斎場	旧上宝村 区域	平成23年度 まで

6	火葬施設の設置、管理及び運営に関する事務		
	(1) 光明苑	旧国府町 区域	令和15年度 まで
	(2) 松ヶ丘公園斎場	旧上宝村 区域	平成23年度 まで

別表第2（第3条・第8条関係）

委託事務	委託費用負担割合	財産の所有割合				
			飛騨市	高山市		
1の部～3の部 略						
4	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	管理 運営費	平等割10%（比率は高山市1/4、飛騨市3/4） 搬入量割90%	土地 建物等	— 67.15 8	— 32.84 2
		建設費	平等割20%（比率は高山市1/4、飛騨市3/4） 搬入量割80%	起債	100.00	—
	(2) 北吉城クリーンセンター	管理 運営	平等割10%（比率は高山市1/2、	土地	100.00	—

別表第2（第3条・第4条・第8条関係）

委託事務	委託費用負担割合	財産の所有割合				
			飛騨市	高山市		
1の部～3の部 略						
4	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	管理 運営費	平等割10%（比率は高山市2/6、飛騨市4/6） 搬入量割90%	土地 建物等	— 67.15 8	— 32.84 2
		建設費	平等割20%（比率は高山市2/6、飛騨市4/6） 搬入量割80%	起債	100.00	—

		費	飛騨市1/2) 搬入量割90%	建物 等	70.00 0	30.00 0
		建設 費	飛騨市70%、高山 市30%	起債	100.0 00	—
5	火葬施設の設置、 管理及び運営に 関する事務 (1) 光明苑	略				
	(2) 松ヶ丘公園 斎場	略				

5	し尿中継施設の 設置、管理及び運 営に関する事務 (1) 北吉城クリ ーンセンター	管理 運営 費	平等割10% (比率 は高山市1/2、 飛騨市1/2) 搬入量割90%	土地 建物 等	100.0 70.00 0	— 30.00 0
		建設 費	飛騨市70%、高山 市30%	起債	100.0 00	—
6	火葬施設の設置、 管理及び運営に 関する事務 (1) 光明苑	略				
	(2) 松ヶ丘公園 斎場	略				

議案要旨

議案名	高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について									
担当部	環境水道部									
提案理由	北吉城クリーンセンターをし尿処理施設からし尿中継施設へ変更すること等に伴う改正									
議案上程の根拠等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、普通地方公共団体の事務の委託に関する規約の変更について、議決を求めるもの。									
議案の概要	<p>【背景及び趣旨】</p> <p>市内のし尿処理施設の2施設（北吉城クリーンセンター、みずほクリーンセンター）は、いずれも老朽化が進行し、今後大規模な修繕が必要な時期となっている。一方で、同施設に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入量（処理量）は、下水道の普及や人口減少の影響により施設建設当時の見込量より減少しており、両施設とも現状の処理能力に余裕のある状況となっている。</p> <p>このため、令和4年度からし尿及び浄化槽汚泥の処理機能をみずほクリーンセンターに統合し、特に老朽化の著しい北吉城クリーンセンターを「し尿処理施設」から「し尿中継施設」へ機能変更することから、当該規約における関係箇所を改正するもの。（別表第1、別表第2関係）</p> <p>【改正の内容】</p> <p>新たな委託事務として、「し尿中継施設の設置、管理及び運営に関する事務」を加え、北吉城クリーンセンターを位置付けるとともに、今回のみずほクリーンセンターへの機能統合に伴い、同施設における委託区域及び委託費用負担割合の見直しを行う。</p> <p>（参考）負担割合の根拠</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>高山市</th> <th>飛騨市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>1 / 4（国府）</td> <td>3 / 4（古川、河合、宮川）</td> </tr> <tr> <td>変 更</td> <td>2 / 6（国府、上宝）</td> <td>4 / 6（古川、河合、宮川、神岡）</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、委託期間の年号の改正及び別表第2の表示修正を合わせて行う。</p>		高山市	飛騨市	現 行	1 / 4（国府）	3 / 4（古川、河合、宮川）	変 更	2 / 6（国府、上宝）	4 / 6（古川、河合、宮川、神岡）
	高山市	飛騨市								
現 行	1 / 4（国府）	3 / 4（古川、河合、宮川）								
変 更	2 / 6（国府、上宝）	4 / 6（古川、河合、宮川、神岡）								
備考	飛騨市廃棄物処理施設設置条例（平成16年飛騨市条例第146号）についても合わせて改正する。									